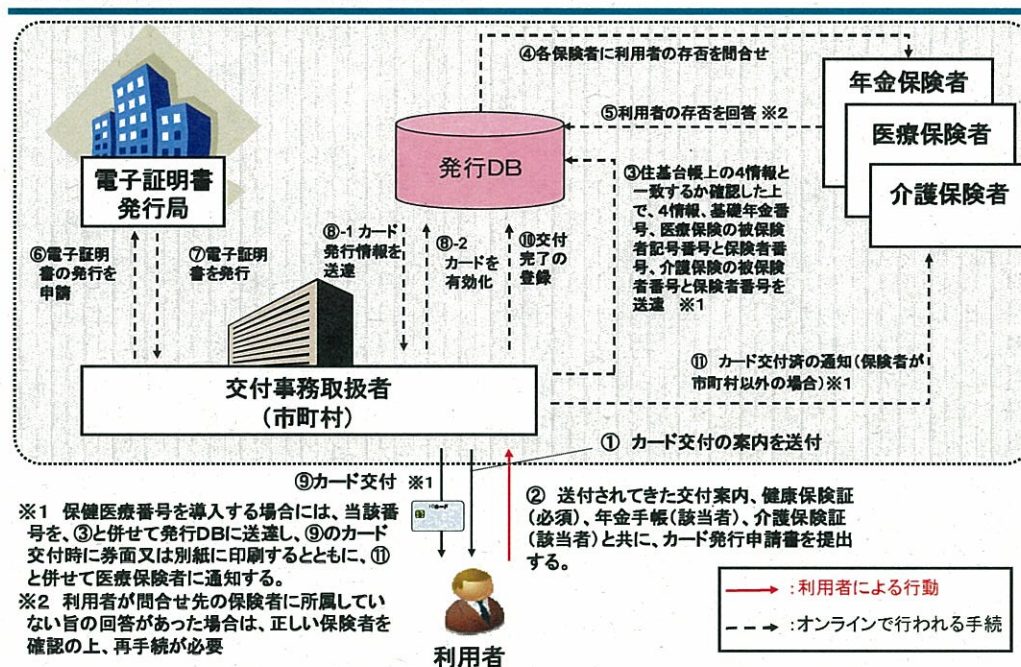


4. カード発行の場合の発行・交付方法について（イメージ）

① 既存の被保険者証等からの切替え方法について

- ・ 勤務先で手続を行う場合、市町村に登録されている氏名と保険者に登録されている氏名の文字コードが異なるなどの理由により、両者の間で氏名等を用いて本人同定を行うことが困難であること
- ・ 保険者にとっては、カードの発行申請等の事務が発生し、事務上の効率性が損なわれるおそれがあることから、国民にとってもっとも身近な行政主体である市町村を交付主体と仮定し、被用者保険の被保険者についても、市町村で手続を行うこととする。

既存の被保険者証等からの切替え方法



② 出生時のカード発行・交付方法について

出生時に健康保険証として発行。被用者健保の被扶養者届は、出生届やカード発行申請書と同時に提出できた方が便利であるため、市町村経由で提出可能とする（被扶養者認定は保険者が行う）。

国民本位の新しい電子政府・自治体の推進（国民電子私書箱構想）

国民電子私書箱とは

希望すれば、国民（及び企業）の一人ひとりに対し、電子空間上でも安心して年金記録等の個人の情報を入手し、管理できる**専用の口座（国民電子私書箱）**を提供し、**幅広い分野で便利なワンストップの行政サービス**が受けられる、世界で最も先進的な「**あなただけの電子政府**」を実現

現状

ライフイベント毎に
大量の手続

【引越】

・最大26手続、7機関訪問
・添付書類13種類

【退職】

・最大10手続、6機関訪問
・添付書類15種類

紙媒体等により
自分の年金記録等
を確認

自治体や事業所
単位に分けて、
従業員の税や雇用
関係の手続を提出

国民の利便性向上

ワンストップの実現

- **ワンクリックで手続完了
添付書類が不要**
- **コスト削減効果（官民合計）**
 - ・引越約1,000億円
 - ・退職約1,200億円

行政の見える化

- **自分の記録等をいつでも
確認可能**
- 社会保障分野/公共サービス
分野の通知の省略等による
コスト削減効果は約4,600億円

企業負担の軽減

- **従業員のデータを一括送信**
- 確定申告のワンストップ化による
コスト削減効果は約1,700億円

将来

実現に向けた 基盤整備

**国と地方自治体
が対等に協議し、
一体となって推進
できる体制の整備**

◆ 手続のBPR（全体最適化）

政府CIOの設置

◆ 電子政府全体を統括する
役割
（米国オバマ政権CTO*設置）
*Chief Technology Officer

共同基盤の整備

◆ クラウド技術等を活用した
国や地方における共同利
用基盤

【「デジタル新時代に向けた新たな戦略～三か年緊急プラン～（抄）」平成21年4月9日 IT戦略本部決定】

- 国民電子私書箱（仮称）は、希望する個人又は企業に提供される高度なセキュリティ機能を持った電子空間上のアカウントであり、従来の「電子私書箱（仮称）構想」及び「社会保障カード（仮称）構想」を発展させ、社会保障分野のみならず、広い分野でのワンストップの行政サービスを提供するためのもの。
- 希望する個人・企業に高度な行政サービスを提供する「国民電子私書箱（仮称）」を、社会保障カード（仮称）の実証実験の成果も活用しつつ整備し、ワンストップサービスとプッシュ型サービス（行政の側から進んで住民にとって必要な情報をお届けするサービス）を実現する。

社会保障カード（仮称）の検討状況について

【検討の経緯・検討状況】

- 平成19年7月5日 「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について（政府・与党）」
・平成23年度中を目途に社会保障カード（仮称）を導入することとされた。（※IT戦略本部「重点計画2007」でも同様の記載）

「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」（抄）

2. 「社会保障カード」（仮称）の導入【平成23年度中を目途】

銀行通帳のような方式ではなく、個人情報保護する観点から記載内容が他人に見られないよう十分なセキュリティ確保を行った上で、1人1枚の「社会保障カード」（仮称）を導入する。

また、このカードは年金手帳だけでなく、健康保険証、更には介護保険証の役割を果たす。さらに、お年寄りなどご本人の希望があった場合には、写真を添付し身分証明書としてお使いいただけるものである。

年金の記録については、窓口における年金記録の確認はもとより、自宅においても常時、安全かつ迅速に確認できるようになる。

また、このカードは、基礎年金番号の重複付番の防止にも役立つものである。

○平成19年9月

厚生労働省に「社会保障カード（仮称）の在り方に関する検討会」設置

・内閣官房・厚生労働省・総務省が連携して検討

○平成20年1月 検討会にて「社会保障カード（仮称）の基本的な構想に関する報告書」取りまとめ

○平成20年10月28日 検討会にて「これまでの議論の整理」取りまとめ

○平成21年4月30日 検討会にて「社会保障カード（仮称）の基本的な計画に関する報告書」取りまとめ

【今後の予定】

○平成21年度に、社会保障カード（仮称）に関する実証実験を実施